

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
第3回 地域自治組織等小委員会

---

《 会 議 録 》

日 時：平成15年12月5日(金)14:00~16:00  
会 場：浜益村議会議場

### 第3回 地域自治組織等小委員会会議録

開催日時：平成15年12月5日(金) 14:00～16:00

開催場所：浜益村議会議場

#### 【出席委員】(敬称略)

委員長

佐藤 豊治

副委員長

神田 一昭

委員

中野 文能

堀 弘子

河合 英治

田村 嘉瑞

越智 正男

小林 義行

飯尾 亜紀仁

鈴木 日出男

石橋 千春

田中 宣律

#### 【欠席委員】(敬称略)

桐山 和郎 岸本 アイ 佐藤 克廣

#### 【事務局】

工藤 泰雄

清水 敬二

松儀 倫也

佐々木 大樹

富木 則善

田中 匡

【出席職員】 6人

【傍聴者数】 1人

## 議事日程

1	開会.....	3 頁
2	協議事項.....	3 頁
	第 2 7 次地方制度調査会関係資料について.....	3 頁
	・意見交換.....	14 頁
	（今後のスケジュールについて、第 4 回会議の開催日程等について）	
3	閉会.....	25 頁

## 1. 開 会

佐藤委員長：それでは、皆さんこんにちは。

定刻でございますので、ただいまから会議を始めたいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただいまから地域自治組織等小委員会を開催いたします。

現在の出席委員数は12名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議終了予定は4時をめぐりにしておりますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 協議事項

佐藤委員長：それでは、早速、協議に入りたいと存じます。

本日の協議事項は、去る11月13日に第27次地方制度調査会から提出された最終答申について事務局より資料が提出されておりますので、説明を求めます。

お願いいたします。

松儀総務班長：事務局の松儀と申します。よろしくお願いいたします。

本日の説明につきましては、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」につきまして、平成15年11月と表紙に書かれているものと、表紙のない概要につきまして、この二つの資料に基づいて私の方からご説明させていただきますが、答申全文を含めまして、すべての資料は第27次地方制度調査会の方から公表されたものでございます。

去る11月18日に倶知安町で行われました総務省主催の説明会、こちらの情報も交えながらご説明させていただきます。その後、次長の方から資料1と2につきまして、法制度の適用等に関する今後の協議についてご説明させていただきます。

まず、表紙に「第27次地方制度調査会 今後の地方自治制度のあり方に関する答申について」平成15年11月と書かれてあるものをご覧いただきたいと思っております。

1ページをご覧ください。

1番としまして、「平成17年4月以降の合併推進について」と書いてあります。そこに四角で囲んで1、2、3と3点ございますが、初めに1でございます。「平成17年4月以降も合併に関する新しい法律をつくり、一定期間さらに合併を推進」とあります。最終答申では、ここにありますように17年4月以降も新しい法律をつくって一定期間さらに合併、もちろん自主的合併を推進すると、そういうことがうたわれております。

最終答申では、その下に二つ丸が書いてありますが、一つ目の丸にありますように、「合併特例債等、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない」。それから二つ目の丸にありますように、「合併に関する障害を除去するための特例は引き続き残す」とされております。

ポイントは、1番の一つ目の丸になりますけれども、新しい法律はできますが、今の特例法に書いてありますような財政上の支援措置はもうとらないということでございます。この点につきましては、4月30日に出されました中間報告でも述べられておりまして、総務省も、この方向で次の法律を考えていくと言っております。つまり、合併特例債につきましてはもう基本的にはないと。それから交付税での支援につきましても、縮減していく方向で検討されるものと思われまして、現在の特例法は合併推進のための特別なものでありまして、平時の合併特例法では普通交付税の合併算定替の期間は5年間であり、総務省ではその辺を踏まえた議論をしていくということを申し上げておりました。

それから、1の二つ目の丸に「合併に関する障害を除去するための特例は引き続き残す」と書いてありますが、合併をする際に、どうしてもいろんな法律的な摩擦について解消していく必要が出てきます。そういう意味で、その例にありますような合併算定替が、先ほど申し上げたようにゼロにするのではなく縮減して継続していく。地方税の不均一課税、議員の在任特例等が、ここに例として挙げられておりますが、総務省ではこういったことを中心に検討していくようでございます。

次に、このページの真ん中、2番であります、「都道府県が市町村合併に関する構想を策定。合併に関するあっせん、勧告を実施」とあります。新法におきましては、都道府県が市町村合併に関する構想をつくるということが最終答申の内容になっております。最終答申には、そういった構想を踏まえて、都道府県があっせんあるいは勧告といった仕組みを法律に盛り込んだらどうかというところが答申されております。この勧告につきましては、「強制合併だ」と大きく報道されておりましたが、今現在、地方自治法第8条の2に、廃置分合について勧告の仕組みがございます。合併特例法では第16条の2に、法定協議会設置の勧告の根拠規定もございます。そういう意味では新法、調査会の答申に盛られております勧告というのは、今の仕組みの中にもあるもので、あくまでも勧告であり、法的な強制力はないというふうに考えてよいと思います。

この一つ目の丸にありますように、構想は、現行の合併特例法のもとで合併に至らなかったけれども、基礎自治体（市町村）の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とありまして、ではどういう地域が対象かというのが、その下に三つ、例としてございます。

「生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併」、「政令指定都市、30万の中核市、20万の特例市などを目指す合併」、あるいは「小規模な市町村に係る合併」とあります。答申では、その小規模な市町村というところにつきまして、その下に4行書いてございます。「構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万未満を目安」ということで、1万という数字がここに出てまいりまして、これは都道府県が新法に基づいて、合併に関する構想を策定する際の小規模な市町村をどう考えるかという一つの目安としての人口1万未満ということが書かれております。

ただし書きがありまして、「構想を策定する際には、人口だけではなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法のもとで合併を行った経緯についても考慮」とございます。これは人口1万程度の人数だけで物事を考えるのではなく、あくまでもその地域のいろいろな事情、地理的条件ですとか人口密度、人口密度というのは裏を返せば面積になると思うのですけれども、面積ですとか経済事情、あるいは現行合併特例法のもとで合併を行った経緯、この経緯といいますのは、実際に合併したケースの中で人口1万人を切る合併もこれまでございます。現在、全国の法定協議会の中でも、人口1万人未満の組み合わせがあることから、そういうところが合意のもとで合併を行うことについては、そういった経緯も考慮する必要があるのではないかということになっております。

総務省の見解ですが、地理的条件というのは、やはり離島でありますとか、それから山間地といったハンディキャップを抱えた地域に対しましても、合併ということを考えれば、いろいろ人口だけでは考えられない面があるのではないかと。そういったことを踏まえて、人口だけではなく幅広い観点から地域の実情に合った都道府県の構想をつくったらどうかというふうに考えているとのこととあります。

次に3番目ですが、「平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て知事に合併の申請

を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置等を講じる」と書いてあります。これはどういうことかと申し上げますと、合併の議決、関係の市町村が法定協議会で決まったことを、これでよしという合併の議決を行って、知事への申請が平成17年3月31日までに行われればよいということと、なおかつ、もう一つ条件がありまして、その後平成18年3月31日までに合併したものについて特例法の規定を適用すると、経過措置を設けるというふうに書いてございます。

今の法律の期限であります平成17年3月31日までに地元の手続を終わらせるということは、当然、法定協議会ではいついつに合併するという合併期日も決めてまいります。ですから、法定協議会の協定書の中に平成18年3月31日までの具体の合併期日が書かれるわけですが、そこも含めて議会で議決をして知事に申請いたします。ですので、平成17年3月31日までに地元の合意ができ、なおかつそれが平成18年3月31日までに合併するというものになっていけば、今の合併特例法の規定を適用して財政支援措置等を講ずると、そう書いてございます。総務省もこの方向で法律改正をしようと考えているとのことでございます。

続きまして、2ページをお願いします。

2ページは、地域自治組織についてであります。中間報告で骨格が述べられておりますが、合併後、旧役場は支所機能を持つことになるのだと思われませんが、その支所を中心に、その地域の仕事が引き続きなされていきます。そのような拠点を中心にして一定の自治を任せられるような仕組みをつくったらどうか。これが地域自治組織の発想でございます。そういうことで中間報告にも二つのタイプが掲げられておりましたけれども、検討された結果、最終答申で一定の方向が出てまいりました。

上の黒枠に「基本的考え方」とございます。「市町村内の一定の区域を単位として、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、自治組織を市町村の判断によって設置することとすべき」と書いてございます。これまで、中間報告の段階では、合併に伴って地域自治組織を考えたらどうかという、そういう内容でございました。合併をした旧町村単位で、一定の自治を行えるような仕組みを担保したらどうか、それが地域自治組織であって、それを選択できるようにしたらどうか、そういう考え方でございました。

ですから、合併とは表裏一体であったわけですがけれども、最終答申ではそれが一歩進められて、法人格のない地域自治組織については、合併に関係なく設けられるようにしたらどうか、つまり一般制度化するという内容になっております。今、地方自治法には、市町村があり、それから特別地方公共団体が幾つかございますけれども、それに並べられるような、一般的な仕組みとしての地域自治組織を、法人格のないパターンとしてつくったらどうかということが言われています。

2ページの下の方に、自治組織のイメージが図示されております。これは法人格のないパターンと基本にお考えいただければ結構だと思うのですが、真ん中に黒く囲っております、地域自治組織と書いてありますが、地域自治組織には中に「地域協議会（仮称）」、それから「長」とございます。地域自治組織の名前、その区域に対応するような名前につきましてはどうするかということについて、総務省の方が話されておりましたけれども、例えば区という名前にしたといたします。そうすると、この地域協議会というのは、この区の地域協議会ということが言えると思います。それから下の「長」というのは、区長に当たることとなります。左の方に市町村長と書いてありますが、この市町村長というのは、合併後の新しい団体の市町村長とお考えください。その市町村長から3本の矢印が自治組織に向かって流れておりますが、一番上に「選任」とありまして、一

番下にも「選任」とあります。新市の市町村長は、地域自治組織の地域協議会のメンバーを選任いたしまして、そして一番下にありますように区長も選任いたします。イメージといたしましては、法人格のない場合には、新しく合併した団体のいわば内部組織でありますので、区長というのは、その支所長が想定されるというふうに考えております。

その上に「地域協議会」とありまして、その地域協議会のメンバーの方も市町村長が任命するわけですが、その任命に当たりましては3ページに書いてありますので、ごらんいただきたいと思っております。

3ページ、2番の「制度のポイント」とありますけれども、その三つ目の丸でございます。三つ目の丸の一つ目に、「長は市町村長が選任」とありまして、その次に、「地域協議会（仮称）の構成員について」とあり、その中の「一般制度」とありますが、これは法人格のない方です。法人格のない方につきましては、その下に説明がありますように、「市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体等地域の多様な団体からの推薦や公募に基づき選任」したらどうか、そういうことが言われております。当合併協議会の委員の皆さまもこのような形でお選びいただいたのですけれども、そういう形で幅広く住民の方からお選びいただくと。あるいは公募でお選びいただいたらどうかということが答申では触れられております。そういうふうな選び方をしたメンバーが、地域協議会として地域自治組織の中に入ってまいります。

2ページに戻りまして、先ほどのイメージ図をごらんいただきたいと思っております。

地域自治組織と、今度は右の方に住民・町内会・NPOとありますけれども、この地元のさまざまな団体の方、あるいは個人の方々と協働して、ともに働きながら地域のことについて仕事をしていくと、そういうイメージでございます。2ページの下の方に「地域自治組織の機能」とありますが、新しくできますものを仮に区といたしますと、この区の仕事としましては、まず 番、従来の支所・出張所の機能が考えられます。支所として位置づけられれば、当然新市としてその地域の仕事をしていく。それから、 にありますような住民の意向の反映、行政と住民等との協働による地域づくりに配慮をしながら機能を果たしていく、そういうイメージでございます。こういったことが最終答申で述べられております。次に3ページをお願いしたいと思います。

制度のポイントでございますが、これはまず「必要と考える市町村が任意に設置できる制度（一般制度）として導入」、先ほど申し上げましたように、法人格のない場合には、どこの市町村でも合併の有無に関係なく選択できるようにしたらどうかということです。市町村合併に関して言うならば、合併後の旧市町村単位ごとにこういう仕組みを選択しようと思ったらできることとなります。そういう仕組みにしたらどうかということです。したがって、法律に書いて、それを強制しようというのではなく、そういう仕組みを選択できるようにしたらどうかということになってございます。

それから、2行目にありますように、これは法人格を有するタイプについても最終答申では中間報告よりも突っ込んで書いてあります。法人格を有するタイプにつきましては、「合併市町村に限って、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、旧市町村単位に一定期間設けることができる」、そうしたらどうかということで限定的に書かれてあります。

総務省の見解になりますけれども、これはやはり法人格を有するということは、合併後の新しい市や町の中に、さらに別の法人ができるということになりますので、合併後の一体性ということを考えるならば、ある程度限定的に考えるべきではないか、そういう考え方からこういうふうな答申になったものと説明されておりました。

また、そこで行う事務の考え方ですが、ここは中間報告と変わらず、原則として法令で処理が義務づけられていない事務のうち、規約で定められた地域共同的な事務となっております。つまり、今の市町村は、ほとんど法律に基づく事務をこなしておりますので、地域で限られたものとしたしましては、例えばお祭りや地域のイベントといったもので、規約で定められた範囲内の事務につきまして、みずからの事務として行うことができることとなっております。

なお、新しい市町村の補助機関を兼ねる、つまり支所機能を兼ねるという場合には、法令による事務も行うことができるものとされております。

いずれにいたしましても、法人格のない方につきましては、これは恒久的な仕組みとして一般制度化したかどうか。それから法人格のある方については、合併市町村に限って、一定期間に限定して設けたらどうかと、そういうふうな内容となっております。

二つ目の丸にありますように、区域とか名称とか事務分掌、どういう仕事をするのかということにつきましては、基本的には条例とか規約で定めることとなるという趣旨のことが答申に書かれております。

特に名称について触れさせていただきますが、この概要ではなく、答申に書いてございますけれども、旧市町村の名前を冠することができる。この「冠」は、かんむりの「冠」なのですけれども、それも可能だというふうに書いてあります。つまり、新しい市としての「新石狩市」の場合、旧厚田村、旧浜益村は、石狩市厚田区大字何々ですとか、石狩市浜益区大字何々というふうに、村の名前を残して、その仕事のくくりを、いわば法律的にバックアップする、また区の中には区役所といえますか、旧村役場が支所として残って、そこで一定の地域の仕事をする、そういうイメージになると考えられます。

次に三つ目の丸ですけれども、そのこの区長の選び方、あるいは協議会メンバーの選び方が書かれておりますけれども、この選び方に当たりましては、公選法による選挙というのは導入しないという前提で答申がなされております。ただ、法人格を有するタイプのメンバーにつきましては、合併する場合に限定されますので、具体的な決め方は合併の協議の中で決めていったらどうか、公選法によらないような選挙ということもあるのではないかと、公募も視野に入れてはどうかということが答申に書かれております。また、地域協議会のメンバーは原則として無報酬ということも触れられております。

続きまして、文字だけの、概要について、平成15年11月13日の概要についてと書かれている資料をごらんいただきたいと思います。表紙のないものです。

これの3ページなのですが、一番頭に「(2)市町村合併に関連する多様な方策」と書いてございます。そこで幾つかありますけれども、まず下から二つ目の丸でございます。「合併に関する新たな法律のもとでも当面合併に至ることが客観的に困難である市町村に対して、基礎自治体、これは市町村と読みかえていただきたいのですが、市町村のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応することについての検討を進める必要」とありまして、これはどういうことかといいますと、都道府県が平成17年4月以降、合併構想を策定することになります。策定する中で、先ほど申し上げましたように、いろんな制約条件から合併構想に入らないところが出てまいります。地理的条件、それから人口密度等の要件によりまして、結果的にその構想になかなか入れることができない、そういう町村が出てまいります。そういう町村が、ほかの市町村と同じような財政体制のもとで財政運営、行政運営を行っていくこととなりますが、なかなか1町・1村だけではいろんな仕事がしにくいとなった場合、広域連合の仕組みを使いたいのだけれども、



もう少し制度を拡充してほしい、仕組みを直してほしいというような要望があったときには、そういった地元の声を十分くみ上げながら、ここにありますような、「広域連合制度の充実等の連携方策について検討を進める必要がある」というふうに答申では述べられております。

要するに、合併構想に入らず、単独の市町村として残ったところが、具体的にいろんな仕事を効率的、効果的にやっていく際に、今の広域行政の仕組みについてよく見直して、地元のニーズに合ったものにしたらどうか、そういう趣旨かと思えます。

それから一番下の丸でございます。「また、上記の市町村」とありますが、これは合併構想から結果的に乗らない市町村、単独で市町村の運営をしていくところでございます。その「上記の市町村について通常的基础自治体に法令上義務づけられた事務については、窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度についても引き続き検討」とあります。結果といたしまして合併構想に載らない市町村が出てくる。そういった市町村が、やはり広域行政の仕組みを使っても、なかなか市町村運営が大変だということになってきた場合に、特例的団体、つまりその事務の一部を残して都道府県が行う、そういったことについても引き続き検討していったらどうかということでございます。

先ほど、1万人未満という数字は合併構想を考える際の一つの目安としての数字だとして説明いたしました。1万人の話と、ただいま説明いたしました特例的団体、事務配分について、これはリンクしないものであります。1万人というのはあくまで合併構想を考える一つの目安でありまして、目安であっても、いろんな地理的条件、地域の事情を反映して、都道府県としては1万人未満であっても合併構想には入れない、入り得ない団体も出てくるのが想定されます。そういう団体を検討する際の一つの目安が1万人ということになりまして、これが最終答申の内容であります。1万人未満ならば一律に、それから事務配分の特例について考えていくとか、そういう趣旨ではないということでございます。

ここにありますように、特例的団体の制度につきまして、引き続き検討と書いてございます。その前提となりますのは、合併構想にもなかなか載り得ない市町村が、仕事について広域行政の手法を使ってもなかなか厳しいと、そういう段階がもし来たとするならば、そういうときに特例的団体の仕組みについて考えていく必要があるのではないかと、そういうことになっております。特例的団体の制度の導入は、すぐということではなく、今後の課題として残っているということが明示されているものとなっております。

以上で、資料の説明は終わりますが、前回の小委員会におきまして、特例法期限後の新法の提案につきましては、来年1月29日に開会される通常国会にかけられるため、その前に法案が明らかになるという説明をさせていただきました。ただ、最新の情報によりますと、法整備の準備が遅れているような状況から、一般制度化される地方自治法の改正もあわせて3月に提案を行い、6月成立を目指すというふうなことで、スケジュールが後ろ倒しになるという情報がございます。

以上です。

佐藤委員長：どうもありがとうございます。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。私の方からご説明させていただきます。

お手元の資料1、地域自治組織の制度比較（最終答申）というのをごらんいただきたいのですが、これは似たような表を前回の小委員会でお配りしております。中間報告のときに、このような比較表をつくりまして、皆様のお手元にはお配りしておるのですが、それを最終答申に合わせて修正したものがこれでございます。ですので、地域審議会につきましては以前ご説明しておりま

すことから、今回説明は省略させていただき、最終答申で明らかになってきました地域自治組織、この姿の方についてご説明させていただきたいと思います。

前の松儀の説明と多々重なるところもありますけれども、比較という面での検討ということで、その点についてはご容赦をお願いしたいと思います。

まず、根拠となる法律のところなのですが、これはまだ法案が確定になっておりませんので、どの法律でどうするかということは確定には言われません。ただ、そこに書いてありますように、行政区タイプ（一般制度）、これは地方自治を行うための行政機構の一般制度として行うということでございますので、当然地方自治法の改正になるのではないかと、考えているところでございます。ですから、その適用については、のちほど資料2で触れますけれども、平成17年4月1日なのか。これはあやふやなところなのですが、そのような予想もしているところでございます。

その次に、特別地方公共団体タイプ、法人格のある方なのですが、これは現在の特例法にかわって、その期限切れによる新しい合併推進のための法律、つまり新しい法律によって定められるものではないかと。今、松儀の方からご説明しておりますように、この行政区タイプというのは、自治法による一般制度として、基本的な法律として定められていくものとなります。それに対して、新しい法律というのは特例法でございます。ですので、この特別地方公共団体タイプという法人格の有するものは、自治法に対する特例的な適用というふうに考えるのが正当ではないかと思っております。

次に、組織の性格でございます。

わかりやすい法人格で考えればよろしいわけですが、行政区タイプは法人格なし、特別地方公共団体タイプは法人格がありということでございます。これは、行政区タイプは一般制度なので法人格がないということでございます。それはどういうことかということ、基礎自治体（市町村）、私たちが考えれば新市、これの組織の一部として組み込まれてしまうものだとということで考えていただきたいということになります。

次、法人格のある方ですが、これは別法人格となります。ただし、そこに書いてありますように基礎的自治体、つまり新市の補助機関の地位、これを兼ねることができる。兼ねることができるという可能性の分でございます。補助機関として事務や何か執行を兼ねれば、そういうこともできるが、基本的には別人格として一応あります。ただ、別人格としても、それは基礎的自治体（新市）の中の内部団体としての法人格と、このような性格になるかと思われま。

次に、特別的にお話しておきたいことが、特別地方公共団体タイプの組織の性格の中の丸の二つ目のところなのですが、合併前の市町村のまとまりに特に配慮すべき事情がある場合、つまり、合併するときに何か特別な事情があって、配慮しなければいけない事情があつてつくられるものが、この法人格のあるタイプであります。そして、合併協議においてどのようにするかという規約を定めて、合併後の一定期間、もうここで限定的なというのがあらわになるのですが、一定期間に限り、合併前の旧市町村単位に設置できる。このような形だと、一定期間ってどのくらいになるのでしょうかという話になるのですが、これらについては、まだ明らかにはなっておりません。5年とか10年とかそういったたぐいにはなるかとは思いますが、そう長いものではないと思われるところでございます。

それから、法人格を有するため、設置に当たっては知事の関与が必要だという形がなされるものと考えられております。

それから、事務の考え方ですが、行政区タイプについては、これは先ほど言ったように新市の一部だという形ですので、当然新市の一部として当該区域、つまり厚田だったら厚田、浜益だったら浜益、その区域に係る事務を行う。その区域内の市としての事務を行うことができる、それを任せてもらえるという、そういう話になります。

次に、法人格のあるタイプの方なのですが、ちょっと読みますと、「基礎自治体の事務で法令により処理が義務づけられていないもののうち、当該区域に係る地域共同的な事務」、つまり、この表現は中間報告と同じなのですが、法令で決まっていないうろんな仕事という、市町村の多くの仕事というのは法令で定められているものなのですが、そういうものではなくて、地域が単独で行っている、法令に基づかない自主的にやっているそのものについての事務ですよ。

ですから、こういうものは大分限られておまして、想像できるのはイベントとかお祭りのなものとか、皆さん共同で何かやろうといったときの部分なのかなと考えられます。

次が問題なのですが、この地域共同的な事務で、「規約で定めるものを処理」というふうに答申では言っております。この「規約で定めるもの」という言葉というのは、中間報告にはございませんでした。ここの部分というのは新しく出てきております。この「規約で定めるもの」というのは、簡単に考えれば、当然事務なのだから、法人格を持っている事務なのだから、条例と同じようにやる仕事というのは定められているものですよ。それがなければできませんよねと、このようにさらっと読むことも可能でございます。

それはそのとおりでよろしいのではないかと思います。ひっくり返して考えてみれば、規約で定められているのですから、わずかな地域共同的な事務ですら規約で範囲が限定されると。規約で定める以上、その範囲は当然限定され、そこから抜け出すということとはできないと読むことができます。

ですから、この規約自体は合併協議会で検討して決めていく形とはなりますけれども、その決められた範囲の中で、それも新市の事務の中の範囲の中で規約で定めて、それを行うというような形となるのではないかと思います。

それから、丸の2番目なのですが、先ほども言いましたように、法令による基礎自治体が処理することが義務づけられている事務、通常支所・出張所等でやるような事務ですけれども、これらについても処理することができることも可能だと。これは任せてもらえるかももらえないかということは、合併協議とか何かで決まってくるのではないかと思います。

次、機関のところへいきまして、ほとんどは松儀の方でご説明したのですが、その中で、特別地方公共団体タイプの中の地域協議会、その中の丸の二つ目で、構成員の選出方法、これについてなのですが、これも規約で定める形となります。公選法によらない選挙とか公募とか、こういったもので、単純に議員的な発想の選出方法になるのかどうかというのは協議次第なのでしょうけれども、そのようなニュアンスで答申の方は考えていないようでございます。どちらかという、公選法によらない選挙、どのようなやり方と云ったら、準用した形になるのでしょうかけれども、または公募、そういったもの、それから地域の代表等を入れた形で選んでいくということを何か想定しているように、受け取れるところでございます。

それから、大きなところとしては、やはり行政区タイプについても特別地方公共団体タイプについても、構成員は原則として無報酬、ボランティアであるということでございます。この点については、やはり現村議会議員の皆様とは大きく違うところなのかなというところでございます。

次、事務所なのですが、行政区タイプについては、新市の組織の一部となるわけござい

ますから、当然支所・出張所的な機能を持つ形となります。そういうふうな形が答申の中ではっきり示されてきました。ですから、支所の中に支所長がいて、区であれば区長になって、その協議する場として、地域の事案をその支所の範囲の事務的なものについてのいろいろな協議をする場として地域協議会ができるのかなと、このようなイメージとなります。

特別地方公共団体タイプの方については、支所・出張所的な機能を持つ場合もあると書いてあるように、必ず持てるという話ではございません。これは合併協議の中で決まってくるわけですが、原則的にはその事務というのは、限定的な、地域共同的な事務に限られるわけでございます。それプラス、支所的な機能をどうするかということが協議会の中で話し合われて、それが実行されるかどうかということになるかと思えます。

次に、財源のところへ行きまして、行政区タイプについては、これは中間報告のところでもそうではないかというふうに予想していたとおり、新市の組織の一部となるために、財源は新市において予算措置されます。

法人格のある特別地方公共団体タイプについては、新市からの移転財源によるものという形になります。移転財源というのはどのようなものかということ、新市として行う事務、これらについての分ではないかと思われまます。つまり、地域共同的な事務という形で考えても、それは新市の中の事務の一つと当然考えられますから、それについての分とか、それから支所・出張所的な機能を持つ、そのような法令に基づく事務もやる形になれば、当然お金が必要になってきますから、その分について移転財源としてお金がくると。ただ、課税権とか地方債の発行権利はない。つまり、独自でお金を調達することはちょっとできませんよと。地方交付税の交付対象団体とはしない。つまり、法人格を有しても、今の市村のような形での交付税の対象とはならないことから、交付税は配分されません。交付税は新市として一つで計算して、新市に入ってくると。その中から、やる事務に応じて応分に移転財源が来る、このような流れとなるということでございます。

丸の二つ目なのですけれども、こういった移転財源による事務以外の事務をもう少しやりたいということも規約である程度できるような形になりましたと。新市が想定するような事務を超えるようなものについては、移転財源が来ないので、財源見合いの事務以外の事務を実施する場合については、何らかの住民負担によることを検討してはどうかということが答申では書かれているわけでございます。

しかし、住民負担といえますけれども、どのような形になるかというのは、まだ、この答申の中では明らかにされておられません。負担金になるのか使用料になるのか、そういったようなもので、なかなか難しいところのかなと。というのは、皆さんから「一律下さい」というふうになりますと、税ととらえるものも出てくる場合があるのかなと。それと、すみ分けをきっちりしなければいけませんので、ここで具体的にどういうものかということは申し上げられないのですけれども、非常に微妙なものになるのではないのかなと思われるところです。

ちょっと表現的なものの修正というか、追加なのですけれども、この丸二つ目のところで、「上記の移転財源見合いの事務以外の事務を実施する」、この下に「ことを認める場合」というのをちょっとつけ加えていただければと思います。正式な言い方というか、答申、これは中間報告でも同じだったので、実施することを認める場合、その場合に何らかの住民負担という話になります。

つまり、ただ実施するからくれという話ではなくて、こういった事務を実施すること、これが認められた場合という、そういう、ここでも限定的な言い方をされているということが、一つ厳し

い面としてあらわれてきているのかなというところでございます。

最後にもう一度繰り返しますけれども、この行政区タイプというのが一般制度で、自治法として定着させようと答申で述べられております。その例外的なものとして特例、つまり新法によって特例的に合併した一時期間だけ、法人格を有する特別地方公共団体タイプがつくられる。これが最大のポイントではないかということ再度繰り返して述べておきます。

次に、資料2に参りまして、地域自治組織制度の適用等に関する検討でございます。

ここの行政区タイプ、一般制度で法人格なしというところですが、これからいろいろなことを考えていくうえで必要になってくるポイントとして、大きなものが法の適用時期、これによって考え方の変わるところが出てきますよと。ですから、その場合分けしておきました。1月以降になりまして適用時期とかそういうものが見えてくると、単純にこうはいかなくて、ここの分だけを考えていかなければいけないのだなという、そういうところを見ていただきたくて、このフロー図をつくっておりますので、そういうことで聞いていただければと思います。

まず、行政区タイプ、これは先ほど言いましたように自治法の改正と考えられますことから、改正自治法の適用日が(1)3市村の合併前の場合、というのは、3市村の合併の前に改正自治法が適用されてしまう。ということは、これは恐らく私どもの合併が平成17年4月1日以降の合併になった場合だということが想定されます。自治法の適用は、想定ですけれども、仮に4月1日としますと、それをまたいで合併が行われた場合なのですけれども、ちょっとこちらの方が現実味ある考え方なのですけれども、そうした場合には、地域自治組織の設置及び主な内容というのは、合併協議会において決めなければならない。だから、ここで真剣に協議する必要が出てくるのだらうなと。そういうところを考えていただきたい。

次、(2)なのですが、3市村の合併後の場合、つまり、先に合併してしまって、その後に自治法の改正が行われて適用が行われるという場合なのですけれども、そうした場合には、地域自治組織の設置及び主な内容というのは、これは新市の条例で定めることとなります。つまり、合併したときには自治法がまだ変わっていないために、地域自治組織をその場で置くことはできませんので、法が改正になったときには、一般制度ですので条例で定めなければいけない形になります。だから、原則的には新市においてそれをやらなければならないという形になってしまうわけなのですよね。

ただ、それというのは、1年以内の間の動きですから、合併するための条件と考えてもいいのではないかと思われる節がございます。そういうふうにとらえますと、括弧の中にあるように、合併協議会においてどこまで定めておくべきか、つまり了承、お互いに確認し合っておくか、そういった確認内容をもって新市において条例化していただく。このようなことをとらなければいけないのかな、そういうことを少し協議会と小委員会では考えなければいけないのではないのかなと、このように思われるところでございます。

次に、特別地方公共団体タイプ、法人格ありの場合なのですけれども、これは先ほど言ったように自治法の特例的なものの扱いになるかと思えます。ですので、それは新法によって定められるから、その新法の適用日によって大きく考え方も変わってくるのかなと。

(1)の特例法が切れる平成17年3月31日、この後に新法というのは当然出てくるわけなのですが、その適用日を平成17年3月31日以前にした場合、つまり、さかのぼり、遡及適用をさせますよという形も一つ考えられます。というのは、平成7年とか平成11年の合併特例法的大幅

改正、その後合併というのは増えてきております。そういった合併にみんな適用させてあげようというように国が考えた場合については、遡及適用ということも可能になってきます。

そうした場合については、次のフロー図に行きまして、合併特例法と新法の重複適用、このような形となりまして、法人格のあるタイプを設置しても、現合併特例法の財政支援措置等、これらは当然受けることが可能となるという話になります。つまり、特例法で財政支援措置をつけて合併したものについても、新法の特例によって、法人格のあるタイプを選ぶということができるようになるのかなど。こうも考えられるのですが、これは可能性として言っているのです、こうなるという話ではないですから。そこのところは誤解しないでいただきたいのですが、可能性としては、こういうことも考えられるというぐらいの形で聞いていただければと思います。

次、(2)の平成17年4月1日の場合、特例法が終わってすぐ、やはり新法として、ここから適用させるのだよという場合なのですが、これは二つの考え方がございます。合併期日の延長による現合併特例法の適用の合併が新法の対象とならない場合。何を言っているかといいますと、先ほど松儀が言いましたように、平成17年3月31日、現合併特例法の期限までに合併を決めて知事に申請をして、そして4月1日をまたいで翌年の平成18年3月31日までに合併をするとなった場合については、新法ができてから合併という形になります。こういう場合でも、合併自体は今ある特例法を使って財政支援措置を受けて合併するわけですね。その特例を使いまして。しかし、新法と特例法が違うので別に考えますよという形をとるということです。

そうしますと、法人格のあるタイプを設置、つまりそれを選ぶためには、新法による合併を選ばなければなりません。そうした場合については、現合併特例法、これによる財政支援措置は全部捨てなければいけないという話になります。そういうふうな考え方も出てくるということでございます。だから、新法をとるのか現合併特例法をとるのかという、その二者択一の形。突き詰めれば、財政支援措置、いろいろな今ある特例をとるのか、新法による特例、つまり法人的タイプをとるのかという、こういうことを迫られるのではないかと思います。

この考え方による法の適用の仕方というのは十分考えられるところでございます。そうなる可能性というのでも十分考えられるので、ここら辺は気をつけて、新聞報道とか、私たちも情報が入ればお知らせしますけれども、そのところは考えておいていただければと思っているところです。

次に、なのですが、合併期日の延長による現合併特例法の適用の合併が新法の対象となる場合。これは、4月1日をまたいで、新法ができてから合併しても、それは現合併特例法の財政支援措置を受けたままで新法の適用、両方させてやるよという形になる。こういうことも考えられるところでございます。これについての可能性もあると思われまますけれども、どうなるかというところが非常に注目されるところでございます。

こういった中で、状況的にはこのようところがまだわからないので、この中で考えていかなければいけないというところになります。ただ、新聞等、ほかの情報等いろいろ入ってきます。その中でこれから明らかになってきますので、そういった点をお含みのうえご検討いただければと思っているところでございます。

以上でございます。

佐藤委員長：それでは、説明が終わったわけですがけれども、ちょっと10分ぐらい休憩をとってから質問いただくことにいたします。

休憩いたします。

( 休 憩 )

佐藤委員長：それでは、引き続きまして会議を開きたいと存じます。

ただいままでの説明がございましたけれども、質問がございませんか。

もし質問がないようでしたら、今の説明を受けて、意見の交換を自由に発言いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのように取り計らっていきたいと思います。

どうぞ自由にご発言ください。

神田委員、どうぞ。

神田委員：今日のこの説明で、おぼろげながら概要がわかってまいりました。それで、今日の小委員会に出る前に、送られてきた第2回の小委員会の会議録を大分読みましたら、その中の工藤事務局長の説明で、「地域審議会と地域自治組織がごちゃごちゃになっているのですよね」と、まさに我々は法律の施行の月日から何からの関係をごちゃませにして審議していたということは感じました。

それで、こういうふうにしていった場合、我々合併協議会を発足したときには、平成17年3月31日までの間に合併するのだというような一つの目安をつくっておりましたけれども、そういうことからいけば、特例法で言えば、地域審議会ですか、それしかないのですよね。そして平成17年4月1日以降からの合併に対しては、行政区タイプとか、それから特別地方公共団体タイプとか、そういう関係が適用されてくるのかなというふうに考えておりますけれども、それでよろしいのですか。

清水事務局次長：まず、ちょっと考え方の整理なのですけれども、正確に言いますと、合併協議会は平成17年3月31日までの合併ということでやっております。そうした場合について、仮に平成17年3月31日ぎりぎりに合併したとしますよね。それを合併期日としますよね。4月1日から自治法の改正が行われて、それから適用されるという形になったとしますと、1日違いですよね。そうした場合については、これを直近として考えて、もう合併期日とほぼ同じですから、その場合についての分を協議会として検討していくという形は、十分可能ですので、行政区タイプについては当然に考えていけるのではないかなというふうな気はします。

現実論でこれを今度考えてみますと、現実的には4月1日をまたぐことができると。つまり、平成17年3月31日までに合併協議を議会が議決して、知事に申請して、そういう行為がちゃんと所定のものとしたならば4月1日をまたげるわけですから、そうした場合については、自治法の改正に伴う行政区タイプとか、適用日や内容のいかによりもよりますけれども、法人格のあるタイプ、これも使うことができるということになってきます。

現実的には4月1日をまたぐ公算の方が結構あるのではないかと思われるのですよね。既に今の合併協議自体が、2カ月ほど予定よりは遅れてきています。これが現実でございます。来年になってから、いつの時点か、つまり16年度の事業を皆様にご審議していただく段に至っては、ある程度のスケジュール修正というのは当然必要になってくるのではないかと事務局でも考えておるところです。そうなってくると、そういう場合は、今、法改正というのが見えてきた段階において、それらも含めてスケジュール的な調整を行う、そういった場合については、4月1日もまたいでということも念頭に入れながらのものになる可能性は十分にあるというところでございます。ですから、単純に平成17年3月31日までの合併だけを考えるのではなくて、そういったことも含みおいた方がよろしいのではないかと思います。

神田委員：資料2の上段の行政区タイプの右の方に、「合併協議会において定めることとなる」と。それから、下の方には「新市の条例」ということもうたっています。それは、ああそうかなということで理解はしたのですけれども。それで、我々は一応平成17年3月31日までの合併ということですから、「4月1日以降は新市の条例で定める」とあるので、そうしたら我々小委員会では、ある程度方向づけをしておいて、それを条件に新市の議会で議員さん方がそういう条例を定めるというように圧力をかける団体になるのか。この小委員会がですね。平成17年4月1日以降の合併にずれ込むのではないかとということであれば、この小委員会の意見がある程度きくのですけれども、そういう関係でちょっと確認したいのですが。

清水事務局次長：平成17年4月1日をまたげば、上の方はそのままになってしまいますからいいのですけれども、この小委員会でやって協議会で決まれば、それを守らなければいけない形になりますので、そういうふうな形でそのままになっていきます。でも、1の(2)の横のところの括弧で、「合併協議会においてもどこまで定めるべきか」というふうに、わざとそういうふうにしてはいるのですが、先ほど言ったように、3月31日に合併して4月1日からというのだと、1日違いですから、その点は柔軟に考えていただくような形の方がよろしいのではないかと。つまり、条例で定めなければいけなくなりますけれども、その条例の内容を、協議会としてある程度このようなやり方でしてくださいよということは、約束事として定めるということも、決めることも可能なのではないかなと考えられるところです。それを、絶対そうしろという話は言えませんけれどもね。

神田委員：やはり新市の議会になりますから。そのときに、新市の議会の議員さん方が、「何言っているのだと。4月以降は石狩市議会で決めることであって、あなた方に拘束される必要はないですよ」と、そういうような発言はないと思いますけれども、そういう発言の可能性もあるということを私は言いたいのです。

清水事務局次長：いえ、ほぼないと思います。なぜかという、協議会で決めた形で、それが協議会の協定案の中に盛り込まれますから、その協定案をもって皆さん各議会が議決しますので、逆にそれを1日で手の平を返すという話は、恐らくそれはあり得ないのではないかなと思われまます。

神田委員：そうしたら、合併協議会においてどこまで定めるべきかというのは、やっぱり決めてもいいということですか。

清水事務局次長：定めるというか、確認ですね。そうするべきであるというような形になるのだろうとは思われますけれども。

神田委員：その辺がちょっと疑問です。

清水事務局次長：ただ、これは1日違いのときの場合もありますでしょうし、ぐるっと回って平成18年3月31日にやるよといったときまでそれをするかどうかというのは、いろいろやっぱりそれは議論が出てくるかもしれませんよね。

神田委員：わかりました。

清水事務局次長：いろいろなケースは、また考えられるかと思います。

佐藤委員長：はい、どうぞ、越智さん。

越智委員：今の話ですけれども、平成17年3月31日に議会で合併を議決するといった場合、この合併協議会そのものの体制がなくなるということになりますでしょう。

清水事務局次長：はい、合併協議会自体は協定案をつくるまでですから、来年の春になるか夏になるかぐらいまでになるでしょうけれども、協定案ができた段階で一たん休止という形になります。それを各団体が持ち帰って、合併するとした場合の姿、それから各団体が独自につくる合併し



ない場合の姿、それを合わせて検討していった結果、合併する、しないというのを決めていきますよね。方向を決めますよね、各団体で。それが決まった段階で、もし合併するというふうに3団体ともなったら調印式になりますよね。そこくらいまでは協議会というのは残るのですよ。調印が終わって、もしくは調印がなくなって、合併しないと確実に決まった段階では、その時点で解散という形になるのではないかと思います。

越智委員：だから、今のこの問題に対しても、協議会においては確認はしておきますよと。ですけども年度をまたいでしまう。それを、新市の議会で、確認した事項についてまた審議する、決めていくということですよ。

神田委員：あとは紳士約束を信じるより手がないですよ。

工藤事務局長：合併協議会としては、平成17年3月31日までに議決するという事は、少なくともその何日か前には必ず合併協定書案の作成というのは、もう終わっています。その後議決ですので、議決が平成17年3月31日までということは、その1カ月ぐらい前には合併協議としてはもうすべて終了しているということになります。ただ、合併協議会が最終的に解散するのは、合併の期日の前日になるかと思えます。これは、新市建設計画に修正が入る場合は、正式な合併のする日の前までに協議会が修正をしなくてはならないという手続になっていますので、新市建設計画の修正とか変更は、実際に合併協議が終わっていても、修正が入った場合は合併協議会として修正しなくてはならないという手続がありますので、合併期日の前日まで合併協議会というのは存続する形になるかと思えます。

神田委員：本来は新市建設計画から地域自治組織の関係から議会・農業委員の関係の3小委員会で全部見て、そして、もうこれで異存ないよということで首長方が協定書に判をつくものだと思うんだよね。それ以降にも、また修正しなければだめだというようなことが果たして起きるのだろうか。

工藤事務局長：手続的に新市建設計画に大きな修正が万が一何らかの外的な要因で入った場合は、修正するところがない。要するに、石狩・厚田・浜益各自治体が修正するわけではなくて、それができるのは、あくまでも合併していませんので、合併協議会がするという手続になっています。そういう意味で、合併期日の前日まで存続するということになるかと思えます。

神田委員：はい、わかりました。

佐藤委員長：ほかにございませんか。

小林委員：この小委員会というのは、何と何と何と何を合併協議会の、これによると10番目ですね。地域審議会の取り扱いと。それに対して、これ報告をするわけでしょう。そうではないのですか。地域審議会の取り扱いという協議題がありますな。そうすると、ここで協議したものが委員長から報告になって、その報告に基づいてまた議論があって、それで決定と、こういうふうになるのでしょうか、そのステップはどうなのですか。そこがちょっとわからないな。

何と何と何と何をこの自治組織の委員会は協議をして、そしてそれをまとめて、10の地域審議会、最終答申では今度は地域協議会に変わっておりますな。審議会ではなくて協議会に変わっているが、それは我々は特例法に基づいて進んでいるわけですから、私は地域審議会かな、こういうふうに考えておりますが、この辺について、支所とするとか、それから職員の定数を云々なんていうことは、そんなことは我々ができることではないな、こんなことは。

ですから支所にするか、区役所にするか、あるいは地域審議会か地域協議会を設置するかだとか、あるいは行政区タイプ。「地域の自治組織制度の適用等に関する検討」で、国も何々することが望

ましいだとか、これは町村の自己決定に基づいてやれということですから、何々することが望ましいと、こういうふうになるのだが、実際はこうだよというようなことを言っているようなものですね、これは。そう思うんだな。言葉をじっと読んでおきますと、この方が望ましいとか、必要だとかと、こう書いてありますが、これは絶対必要だなというふうなことを、どうもこの答申は言っているなというふうに思うのですよね。

ですから、我々は一体基準というものは、例えば、これは前の資料であります、合併特例法の第5条の4に地域審議会というのが出てきておりますよね。ですから、これを根拠にして議論を進めるものなのか、あるいは今度は答申で調査会というようなものが出てきたから、それで、しかも次長の説明によりますと、新法の適用日がなんていうことで、これ複雑怪奇に絡んできているが、この行政タイプの法人格なしというのは、まことに簡潔ですわな、これは。わかりやすいのよ。これ今度はこっちの方は一体、まあいろいろ書いてあるな。係る場合も考えられるだとかね。ということになるから、これちょっと、この辺も私は整理をしてかかる必要があるだろうなと。

あくまでも新法を、何か5月か6月ぐらいに延びるというわけですか、新法は大体。国会を通るのが。それまで、まだじっと見ていて、そして平成17年4月1日の場合の、執行後の適用となる場合というのは、そういうのも加味して議論をしなければいけないものではないかな、これ。そうではなくて、特例法に基づいて我々は議論を行っていて、そして新法ができて、こういう手だてもありますよというときに、また議論をするのですかね。そこのところが頭がこんがらがっちゃいます。

清水事務局次長：ちょっと私の方からその点についてご説明しますけれども、第1回目のこの小委員会の折に、考え方とか進め方についてご確認いただいた事項がございます。資料をお持ちの方は、当時の資料を持ってきていただければお手元にあるかなとは思いますが、第1回目の委員会の議案の資料としてお配りした資料2というのがございます。その中で、「地域自治組織等小委員会の進め方」というのがございまして、その中に、地域自治組織等に関する情報収集及び、考え方の最終的な表というか、大まかな目的々なものの選択の範囲を表している図がございます。その中で、中間報告等がわかってきておりましたので、行政区タイプ、それから特別地方公共団体タイプ、それから地域審議会を設置する場合、それから地域審議会を設置しない場合と、こういう四つのあり方がありますよと。これらを、今法律がいろいろ変わってきますので、それらを見ながら、どういった自治的な要素を地域に残していくか、つくっていくか、これを検討するための小委員会ですよ、そういうことの検討をいたしますということでご確認いただいた事項だったわけなのですが、それを今やってきている中で、いろいろな状況の変化も多少ありますけれども、明らかになってきたのが今の時点なのです。それで、最初ご確認いただいた四つの内容が明らかになってきていたので、その整理を行って、皆さん学習といいましょうか、勉強といいましょうか、それを踏まえて具体的な議論をしていくと。そういう段階に入ってきたということでございます。

本来、一番最後にお話しようと思っていたのですけれども、今お手元に配りました、「地域組織等小委員会今後のスケジュールについて」というのがございます。それを見ていただきたいのですが、今日、第3回目の小委員会をやって、答申の内容が出てきましたので、小林委員がおっしゃられたように、大体のものがもう見えてきたと。あとは法律の内容、適用日いかんになってくるのかなというところです。法律が完全に決まらなないと、国会で通らなないと審議できないかということ、そうでもないわけですね。法案の内容がわかれば、大体審議はできますし、ほぼ、世の中に絶対はないということで、ほぼ使っていますが、心情的にはもう絶対そうなるのだろうなと思って

いるのですけれども、法が提出されたら、それはまず、もう通るでしょうと。だから、法案の概要がわかれば、それで審議を進めていって差し支えはないでしょうと。それが来年1月末から2月ぐらいになってくると大体見えてくるのではないのかなと。そういうことをにらんで、1番目、第4回の小委員会、これが大体2月ごろ開催できるのかなと。そこに書いてありますように、地域自治組織に関する法案内容が判明後ということで、2月ごろになるのでしょうかと。

それで、そのときの協議内容というのが、一つ目が地域の自治的な組織の検討。先ほど言いました四つのパターンがありますけれども、それらについてどのようにここの小委員会で考えていくべきかと。その大きな方針を検討していただいて、方針を決めていただくと。そうすると(2)の支所のあり方というのが大体見えてきますので、そこで支所・出張所のあり方というのをちょっと考えていただきまして、おおむねの方向性、たとえば総合支所にするのか、分庁舎方式にするのか、ある程度小ぢんまりとしたものにしてしまうのか、それなりのものにするのかと、こういうような、その部分については整理して私どもご提供しますけれども、その中からちょっと選んでいただいて、方向性を出していただければと思います。

その方向性が確認できれば、にいきまして、組織・機構の案を検討する専門部会というのが事務方であります。そちらに大筋のことを送り込みします。そうしますと、に行きまして、支所・出張所の具体的な構成、それから新市全体の組織・機構、これらを事務方の案として取りまとめます。それが協議項目14番の組織及び機構の取り扱いという形であらわれてきて、協議会に提案される。事務局から提案されるという形になって決まっていくことになります。ですから、まず支所の方向性というのをここで決めていただくという形になってこようかなと思います。

第5回目は、その後状況を見て、余り離れないうちにしたいと思いますけれども開かれ、そこで、第6回目、第7回目までいくかどうかわかりませんが、協議項目の10番目、地域審議会の取り扱いという形の具体的な内容を考えていただきます。内容的には、地域審議会を選ぶのか、地域自治組織を選ぶのか、何も選ばないのかと、支所だけにしてしまうのかという、そういうふうな協議を具体的にやっていただくと。仮に、地域の自治的な組織を何らかのものをつくるというのは、大体小委員会の中では皆さんのご意見でほとんどの方が言われているか、というより全員の意思というふうにはほぼ認められておりますので、それらをつくるとなると、その構成はどうするのか、人数はどうするのか、選び方はどうするのか、どういうふうな選び方で構成をつくって人数を決める、そういうふうなことを具体的な話をやっていただくという形になります。

そして、次には、地域自治組織の役割及び担当事務。これは構成とは順番は逆でもいいのですけれども、地域自治組織にどのような役割を持たせるのか、また事務を任せるのかと。こういうような話もそこである程度決めていただくと。そういうふうなことが決まれば、そこで大体の形ができますので、それをもって協議会に報告し、検討していただくと。こういうような流れになるし、そういうことを事務局としては想定しているというところでございます。

よろしいでしょうか。

佐藤委員長：どうですか、今の説明で。何か先がちょっと見えてきたなという感じがするのですけれども。

はい、どうぞ。

鈴木委員：先日、私ども厚田村だけの委員の中で協議をいたしました。その中で私も発言しまして、この地域自治組織委員会というのは非常に重要性があるなというふうに私は考えまして発言させていただいたのですけれども、私も休んでいたものですから、なかなか1回目の方針が見えな

ったものですから、いろいろ間違った発言もしていて、失礼なこともあったのですけれども、今後編入される我々の立場から言いますと、非常に難しい問題だと。ですから、これはやっぱり村の一つの方針として出していただきたいということで提案しまして、どういうことで今後の厚田村の方針を、みんなのこの委員の中で協議をする場をつくってほしいということを提案しまして、そうしますと、これができてしまった方がいいのか、厚田村としての自治組織をつくって、そして提案した方がいいのかということになりますので、これどっちの方が先になるものでしょうかね、こういうことは。これ、専門部会で組織と機構について検討されるということですから、当然そこには村の幹部が入ってくるというふうを考えられますけれども、その辺の状況はどのようなお考えですか、事務局としては。

清水事務局次長：それは地域の自治組織的なものとは別に、行政としての組織・機構の部分のことですね。

鈴木委員：そうですね。意見がやっぱり、我々4人では出てきていますけれども、それだけの単独の意見を申し述べますと、先日も河合委員の意見と桐山委員の意見と相反するものがありましたね。そういうようなことで、これではやっぱり困るなというふうなことを申しまして、そういう私からの提案も、全体の委員が出ていましたので、そういうことを発言しまして、そうかというふうなことで取り上げていただいた経緯があります。

清水事務局次長：すみません、ちょっと確認をもう一度しますけれども、行政組織の問題のことをおっしゃられておりますか。

鈴木委員：いえ、自治組織の委員会の中で、村としての地域の自治組織に対する発言として、旧自治体の今後の体制になりますので、この地域の自治組織というのは大事なことだと。今後の編入される我々の立場としては、一体化がよろしいのではないのかと。我々の出てきているこの4人の意見がまちまちでは困るのではないのかというふうな観点から申したわけです。

清水事務局次長：わかりました。

地域の自治的な組織についての話は、この小委員会の場でしますと、それは厚田村の中で皆さんがお話になられて、意見なりいろいろな交換をされた上で臨まれてきたものは、小委員会の中で発言していただいたり何なりして、反映される形、また検討される形になろうかと思えます。

先ほど事務方に任せると言ったのは、支所とか何かの行政機構の話でございます。行政のやり方を、出張所にするのか支所にするのか、支所の中にも経路としては総合支所とか分庁舎方式とかいろいろなやり方があるのですけれども、そういった方向を決めていただければ、あとはその組み立てといいましょうか、細部のつくりというのは事務方が、行政機構ですから、詳しいところは小委員会でやることはできませんので、事務方の方でそれを組み立てて協議会上げていくという話です。

鈴木委員：たまたま第2回目の小委員会の中で、法人格があった方がいいのか、なかった方がいいのかという意見で、たまたま河合委員と桐山委員の意見が相反するものがありました。そういうことで、同じ厚田から出ている委員の中でそういう意見でいいのかなというふうなことがありましたものですから、私からそういうことを全体の中で発言をしまして、これではちょっと困るのではないのかというふうな意見の中で取り上げていただいて、厚田は厚田の意見として一本化の方がいいのではないのかと。この小委員会の中ではと。そういうふうなことから、そういう提案をしまして、どうだろうかということで取り上げていただいたのですよ。

清水事務局次長：それはそれで結構だと思います。それは事務方の組織機構の検討とはちょっと

別で、本当に地域の自治組織の関係ですから。

鈴木委員：だけれども、それは関連があるのではないかと思うのですね。行政とは一体化だと思えるのですけれどもね。この法人格があるとかないとかということと、ある程度やっぱり一体化でなければ、編入される側としての体制としては一体化でなければ困るのではないのかなというふうな意見で、それは厚田村の全体の会議の中では、それは取り上げていただいたということも、この中で取り上げてほしいと。

清水事務局次長：いえ、ですので、第4回目のスケジュールの方の1の(1)で、地域の自治的な組織の検討・方針の確認、ここでどういうふうな形でいくかによって、支所の形というか大体選べる範囲というのは決まってくるわけです。それで皆さんの出された意見が反映されて、(2)の方針に基づく支所・出張所のあり方を、どういう方向でいくかというのを、この小委員会で決めていただく。だから、当然関連はその部分で通ります。その方針を事務方に送り込んで、細部を形づくっていきますよという、そういう流れになっているので、全く分けて話しているというわけではございません。

だから、厚田村の皆さんがお話になったということは、小委員会の場でも出されて、それが方針として固まったならば、その反映させる仕組みとしてはこういうことを考えていますよと、そういうふうに申し上げているのであって、全然切り離して考えているということではないので、ご了承いただければと思います。

鈴木委員：はい、了解。

小林委員：いいですか。

佐藤委員長：どうぞ。

小林委員：僕は合併協議会がスタートしたときから全く変わらない考え方が一つあるのです。それは、石狩には石狩の文化があるし、厚田には厚田の文化がある。浜益には浜益の文化があると。生活文化もあるし、産業文化もあるし、それぞれ違ったものを100年以上かけて培ってきているわけだ。そこで、今度は一体化だと、こういうことにやっぱりなるわけですよ。

だから、そこで私は、180度転換なんていうのはよくないなと。それぞれがやっぱり、それぞれの地域性を活かして自治組織をつくって、その中で私が本当に思うのは、壁をつくってはいけないなと、我々は。壁を。厚田は厚田だと、浜益は浜益だと、こういう壁をつくることは、やっぱりお互い慎むべきだなと。そして、それぞれのやはり地域でともにあるという、そして特色を活かしながら一体化していくと。

それには私は、これは申し上げましたが、やっぱり1年や2年では変わらないわ、これは。世代交代が行われなければ変わらないくらいでしょうね、これは。概念的に、もう体の中にしみ込んでしまっているもの。ですから、これは私がいつも言っているように、10年、20年とやっぱりかかることだなと。それへのビジョンというようなものを我々はここで提案をして、そして協議会の役割を、小委員会の役割をやっぱり果たしていくべきだなと、そんなことをつくづく思うのですよね。

ですから、例えば、この間のシミュレーションで職員を430人と言ったかね、あれ。この間の、430人で見ているというお話がありましたね。430人って、今、厚田・浜益・石狩の職員を全部入れたら500人を超えやしないかな。そこをやっぱり無理のないようにして、順次削減をしていくとかですね。そういうことをやると、やっぱり10年、20年とかかるのではないですかね。だと私は思うのですね。余り無理をすると道理が引っ込むからね。やっぱり相当慎重でなければ私

はいけないと、そんなふうに思っているのですけれどもね。

社会福祉協議会も全く同じでありますから。今日はご本尊いらっしゃいませんがね。

石橋委員：よろしいですか。

佐藤委員長：はい、どうぞ。

石橋委員：さっきスケジュール表をいただきました。第4回目以降、大分突っ込んだ話が進んでくると思うのですけれども、今日の答申案の説明を聞きますと、かなり玉虫色で、これからどんどんと突っ込んでいける状態なのかどうか、その辺すごく疑問に思うのですけれども。第4回目の小委員会までに、ある程度のことを説明できるようなそういう態勢になるのかどうか。どうでしょうか。

清水事務局次長：大体この答申の内容から、法の内容というのがそんなに大きくは外れないのではないかと考えております。それで、今まで勉強したことを積み重ね、これで3回勉強とかいろいろ意見交換をしております。資料もお渡ししております。その内容でほとんど網羅できているのではないかというようには考えておるわけなのですよ。

それで、その法案の内容等を見比べて、この第4回の冒頭に、修正しなければいけない分というのは、若干あればご説明したいとは思いますが、適用日の関係についてわかりますでしょうか、その話をして、小林委員からごちゃごちゃした表だとは言われましたけれども、この分を、こことこれはもう消えましたよと。だから残っているのはここだけですよというお話もできる話になるうと思えます。

そういうふうな中で、事務方の説明というのは、そんなに今度は時間がかからないとは思っておりますので、できれば皆さん、今日配られた資料等をお持ち帰りになったり読んだり何なりしまして、各地域の方々とお話になってもよろしいでしょうし、ご自分で勉強されてもよろしいでしょうし、その中である程度の考えをまとめていただいた上で第4回目に臨んでいただければうれしいかなと事務局では思っているところです。

石橋委員：まことに端的な話なのですけれども、とりあえず今、平成17年3月31日まで合併という前提の、前提というか、そういう出口があって話し合いを進めているのですけれども、その時点では当然地域審議会になりますけれども、それまでに合併しますよということで、事務的な手続だとかいろいろなことがあって、1日をまたいだ場合、今度は法人格を有する地方公共団体タイプになるのですけれども、これから新市石狩市としてどちらがメリットがあるのか、どちらがないのか、その辺わかっている範囲内で教えてくれれば。

清水事務局次長：すみません、それをお話いただくのがこの小委員会の場なのでございまして、事務局として意見を言ってしまうと、いろいろな方面から誘導ではないとかいろいろ言われてまいりますので、私どもはそこは差し控えさせていただければと思います。

飯尾委員：それでは私の意見を述べさせていただきたいと思いますが、前回私は法人格を非常に強く推していましたが、この答申案を先にいただいて、よく読み込んでみますと、多分合併日をまたいで、新法を適用したとしても、この法人格を有するタイプは、それほどメリットのあるものではないなというふうに感じております、実は。

しかも、先ほどのこちらの資料の2にいろいろ書かれていますが、私の予測では、きっとこちらの新法を適用した場合、財政支援措置は選択できないようになるであろうと、まず8割、9割、そう思っておりますので、多分私たちとして選択すべきではないなという、これは私の意見でございます。多分、選択するのであれば行政区的な、この行政区にしても、かなり日本の自治制度の中で

は画期的なものかなというふうに思いますので、こちらの方で議論を進めた方がいいのかなというふうに個人的に思います。

以上です。

神田委員：私も前に飯尾委員の意見に賛成したのですよ。それで、やっぱり今資料2を見ますと、法人格タイプはもうこういうことで、財政支援措置を受けられないこととかなんとかいろいろなことを書いて、ちょっと絶望的かなというふうに思っておりますけれども。

ただ、たまたま我々は、厚田村の鈴木委員からも言われたとおり、自分の考えだけで、これはいいですよとか悪い、こっちにしたいとか、そういう意見を言う前に、やはり我々は我々で議員全員集まって相談する機会を設けております。そういう関係で、今日せっかくもらった資料ですから、この資料を事務局の方から説明してもらって、そして、どういうタイプがいいとか、議員の意見を参考にして、第4回の小委員会に臨みたいというふうに考えております。

中野委員：石狩市の議会として、この合併問題について、すべてと申しますか、各代表で出ている委員会の方々の活動と申しますか、行動について皆お任せをしてきたところでございます。しかし、遅まきながら2週間ほど前ですか、これではならないということで、議員協議会としてこれをもっとやっぱり、委員の方々だけではなくして、僕らもやっぱりこの合併については真剣に考えるべきだということで、議員会の合併協議会というものを設けまして、一生懸命各議員も考えているところでございます。

その中で意見が出まして、合併協議会で決まったものは、これはそのまま通すのかと。あるいはまた修正があるのかというような意見も出ました。それは意見がいろいろございまして、それは決定的なものではないでしょうと言う方と、いや、それはやっぱり協議会で決定した事項は、それを尊重すべきであろうと、こういうご意見が多数でございました。小林委員、あるいはまた神田委員も心配されておりますけれども、我が石狩市としては、とにかくやっぱり合併協議会の中で決まったことは尊重すべきだという方向になってきておりますので、協議会で決めたことが、各議会でそれをまた大きく修正するとか、打ち破るとか、そういうことはならないと思いますので、その方向で私たちも考えを進めたいと思っております。

以上でございます。

佐藤委員長：どうぞ。違う部分もあるかもしれません。

堀委員：ちょっと確認なのですが、私は中間答申が出たときに、この法人格を持つものを持たないものというところで、持つ意味というのがどこにあるのかなというのをずっと感じていました。次の第4回には、地域の自治的な組織の検討というのに入ってくるというふうに感じておりますので、やっぱり私たち自身がこのところをどう受けとめていくのかということが大事なことだというふうに思います。ですから、第4回の小委員会前に、もしも大きな変更とかがあったら、この委員会前に、一度集まるというのではなくていいのですけれども、それぞれの自治体の小委員会の委員は、こういうところが変わりましたということを理解したうえで臨みたいというふうに思います。

それと、今、中野委員の方からいろいろお話があったのですが、議員の中にやっぱり受けとめ方が違う人がいまして、協議会の中で話し合ったことが、また違うところで話し合っただけで変えられるのではないかみたいな話があったのですが、決してそうではないという確認しましたということです。協議会で決まったことは決まったことなのだと確認したという意味です。

4回目の委員会に向けてはやっぱり、もしも変わることがあれば、その前に各自治体でそういう

確認ができる場が設けられれば良いなというふうに思うのですけれども、それができるかどうかだけ確認させてください。

工藤事務局長：変わった場合というのは、国の動きが変わったということでしょうか。

堀委員：大きく変わった場合です。

工藤事務局長：それは多分ないと思います。

堀委員：ないとは思うのですけれども、では、今このままの、この資料をもらった中で、私たちが法人格を持った場合だとこうで、持たなかったらこうで、やっぱりそれを、私は厚田・浜益の人たちがどういうふうにそこを考えるのかというのが一番大事なことだというふうに思うのですね。だから、自分たちのまちがどうあるべきかということで、法人格を持ってしまうと、私が見ていると、一定期間に限りとかというふうになってしまっているのですね。一定期間の切れた場合に、ではどうなるのかということをしていろいろ考えていくと、持たない方がいいのかなということが、前回のときにも思っていたのですけれども、そこはそれぞれやっぱり自分たちのまちをどうするか、自分たちが自治組織に対してどういう考えを持つかということが一番大事なことで、だから、そのところの受けとめ方が一番大事なのかなというふうに思っているのです。この辺はやっぱり私は、それぞれが持ち帰って、本当にどこに重点を当てるのか、どれが一番いいのかという方向性は各自治体がちゃんと見きわめなければいけないのかなというふうに思います。

以上です。

神田委員：今、堀委員さんの方からそういう発言をいただきましたけれども、全くそのとおりだと思います。それで、私も議会を代表して合併協議会の委員になっており、この自治組織の小委員会の委員に選ばれておりますけれども、そういう中で責任は重大だということを肝に銘じ、それで、こういうような問題が、今後第4回、第5回ありますよと、そういうときに、これを浜益村の議員にお見せして、そしてどのように自治組織を持っていったらいいですかと、意見を聞かせてくださいということで、今までもそういうような打ち合わせ会議を持っております。代表に選ばれていない議員さん方もおりますけれども、みんなの意見をある程度統一させてもらって、この小委員会に臨むと。そうすれば、私個人の意見だけではないですからね。そういう関係で、やはり適宜そういうような打ち合わせ会議は我々の方でも持っておりますし、その意見を持ってこの会に臨みたいということをお先ほど申し上げました。今後もそういうような考えで臨みたいと思っております。

佐藤委員長：ありがとうございます。

時間もあと5分くらいになりました。今の発言の中、私もこう感じているのですけれども、やっぱり2月という、時間がなぜ延びるのかというけげんがありますよね。というのは、この法案の中に、まだ明確でない部分があるためというふうに解釈するわけなのですね。皆様のご意見を聞いてみると、もう皆さん本当に建設的な意見で、やはり大事な時間をいただいて責任を感じて、そして一言一言に注意を払いながら、いい方向に持っていこうという皆様のご意見が何か手にとるよにわかるのですね。ただ、事務の方とすれば、それなりの差しさわりの部分とか壁が多少あるのだらうと思います。そういうところも、今皆さんがおっしゃるように、できるだけ情報を早く皆さんに伝えてほしいというのが本音ではないかと思うのですね。その辺事務局で確認していただいて、皆さんこうやって真剣になって頑張っていますので、なるべく早く情報を届けていただきますようお願いしたいと思います。

越智委員：もう時間も迫っているのですけれども、最後というか、私が最後というのはちょっと変なのですが、一言だけ言わせてほしいのですけれども、先ほど小林委員から、やっぱりそ



れぞれの地域のそういう文化だとかがあるわけですから、そういうのって大事にしなければならぬという。やっぱり組織のあり方というのは、そういった地域の声だとか自発的なものを保障しなければならぬと。それを担保しなければならぬという基本的なものがあると思うのですよね。

そういう観点から私も前の厚田で行われた委員会のときは、やはりそれは法人格があるべきだというようなことも言ったのですけれども、この資料を見ますと、そういった部分が、いわゆる担保される、保障されるという部分が割と見えてきていないという実態がこれあるのですよね。これをもっと、持ち帰ってもうちょっと読んでみて、勉強してみたいなと思うのですけれども、やはり基本的な考えとしては、地域のそういうものを大事にしなければならぬという、小林さんの意見なのですけれども、私は全く同感なのですけれども、やっぱりその辺を基本的に踏まえた中でこの問題に取り組まなければならぬというふうには思っています。

佐藤委員長：ただいまのお話、私が答弁することにはなりませんけれども、地域のやっぱり審議会というのはものすごく大事に、そして支所も、出張所にするか支所にするかという話から始まって、やはり支所は支所として残して、そこの地域の良さを残していくというのは、これ当然のことだと思います。そういうことを意味しながら審議をしてもらった方が私はよろしいかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

神田委員：事務局もそれは賛成だよな。

佐藤委員長：いや、それさえ聞かせてもらえれば、やっぱり楽しくこの議会がやっていけるのではないのかなというふうに感じますものですから。

工藤事務局長：ひとこと言わせていただきますと、地域審議会というのは、今、合併特例法の中で置くか置かないか決めなくてはならない項目になるかと思うのですけれども、平成17年4月1日以降については地域自治組織というものが選べるということになると思うのですが、地域自治組織自体の機能というのは、2ページに載っていますように、住民意向の反映とか行政と住民等の協働による地域づくりの場ということが地域自治組織の大きな役割でございます。当然、それを置かないとなれば、そういうものは要らないのだと。一体化を図るので、石狩の本所というのですか、本所で全部やってもらえるのだという意識というより、やっぱり今まで、先ほど小林委員が言ったように、地域性、地域性というのがあるから、それでこの地域自治組織を設けて行政に意見を反映していこうという意味で、地域の声を吸い上げるという意味での組織という解釈をしていただければ、より検討しやすいのかなと、このように思っています。

その中に従来のお出張所機能と書いていますけれども、従来のお出張所というのは、ここにありませんけれども、現在、支所機能をどうするかというのは、まだ検討していませんけれども、言うなれば自治体で置かれる一般的な支所なのか、出張所の機能、どちらかをそこに付加するというのか、今ある自治体、今ある厚田・浜益の自治体の機能を全部持っているわけではないのですけれども、そのうちのかなりの部分の役割というのですか、住民サービスを担う支所を置くのか出張所になるのか、そういう機能を担うということが地域自治組織になるか。

今までは地域審議会といったら、ただ新市建設計画に対しての意見具申というのですか、地域の声を反映するというだけで、それとは別に行政で考える出張所というのがあったのが、地域自治組織になると一体とした形で行えるのではないかと。この前の総務省の会議の復命を見ますと、例えば厚田区、浜益区、地域自治組織上は区長が、支所・出張所でいえば出張所長なり支所長を兼ねていると。だから行政機能としては支所・出張所、地域の声を吸い上げる機能として区長というように、ダブっているような形になるのではないのかというイメージが伝わってきましたので。

これは、事務局が言うのは何ですけれども、できればそういった住民意見を反映する意味では置いた方がよろしいのかなと、こういう程度にしたいと思います。

以上です。

神田委員：具体的な道筋はもうついたようなもんだね。

佐藤委員長：そういうことで、皆さんががっかりするようなことはないと思うので、みんなで力をあわせて頑張ってまいりましょう。

### 3. 閉 会

佐藤委員長：時間がちょうど参りましたので、この辺で閉会にしたいと思いますのですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

今後のスケジュールをもう既に配りましたし、理解されたと思いますので、これで今日の会議を終わらせていただきます。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

上記地域自治組織等小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証  
すため、ここに署名する。

平成      年      月      日

地域自治組織等小委員会委員長      佐藤 豊治